

松江市経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症により経営に深刻な影響を受けている松江市内の事業者の皆様に、事業継続を支援するため、市独自の給付金を給付します。

給付対象 下記3つの要件を満たす事業者が本給付金の対象です。

要件 その1 『持続化給付金の受給決定者』
もしくは『令和2年1月～3月の間に創業した方で収入が著しく減少した方』であること

持続化給付金の受給決定者

『持続化給付金』とは
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する国の給付金制度です。
詳しくは国HP等をご覧ください。

持続化給付金

検索



決定!

令和2年1月～3月の間の創業者

『収入が著しく減少』とは
「令和2年4月～12月のいずれかの月の売上高（事業収入）が創業月～3月までの月平均売上高に比して50%以上減少していること」を指します。



要件 その2 松江市内に主たる事務所（もしくは事業所）を構える『小規模事業者 もしくは 飲食業を営む中小事業者（中小企業者）』であること *個人事業者や、医療法人・農業法人・NPO法人など会社以外の法人も対象です。

飲食業

従業員/50人以下
資本金/5,000万円以下



卸売業・小売業・サービス業

従業員/5人以下
「松江市宿泊事業者等緊急支援給付金」
を受ける事業者を除く



その他の業種

従業員/20人以下
農業、漁業、製造業…など



*「従業員」は中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、正社員、パート、アルバイト、派遣社員、出向者などの名称にかかわらず、「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。経営者や役員は「従業員」に含まれませんのでご注意ください。

要件 その3 その他、下記（「松江市経営支援給付要綱」第3条関係）を満たしていること

- ▶給付金の受領後も事業活動を継続する意欲があること ▶令和元年12月以前の納期限に係る市税を滞納していないこと
- ▶松江市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有している者でないこと
- ▶法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと ▶風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと ▶政治団体または宗教上の組織または団体でないこと など

給付金額 *10万円

*松江市内に複数の営業所（または店舗）がある場合、10万円を上乗せし20万円を給付します。



申請期間 令和2年5月25日（月）～令和3年2月26日（金）

申請するには

申請書と添付書類を郵送で松江市経営支援給付金窓口までご提出ください。

なお、下記に記載の様式第1号～第2号は市HPからダウンロードしてお使いください。

提出書類



宛先

〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市商工企画課
松江市経営支援給付金窓口

必須〔①～④〕 *④は申請者により提出する書類が異なります。

- ① 経営支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 振込先金融機関口座を確認する書類
（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し、インターネットバンキング口座情報の画面コピーなど）
- ③ 松江市内で事業を営んでいることがわかる書類
（営業許可証、登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、確定申告書（直近のもの）、開業届出書（控）などの写し）



『持続化給付金の受給決定者』の場合

- ④ *持続化給付金の給付通知書（「持続化給付金の振込みのお知らせ」と書かれたハガキ）の写し
*振込金額・振込口座等が書かれた方をコピーしてください。



『令和2年1月～3月の間に創業した方で収入が著しく減少した方』の場合

- ④ 売上明細書兼誓約書（様式第2号）

該当する場合は必須（支給額の上乗せ対象）〔⑤〕



市内に複数の営業所（または店舗）がある場合

- ⑤ 複数の営業所（または店舗）事業を営んでいることがわかる書類
（営業許可証の写し、会社概要、店舗パンフレットなど）

申請例 *裏面に記載の要件その1～その3を満たす支給対象者に限る

- 1) 創業1年以上の持続化給付金受給決定者（複数店舗有）の場合 …①②③,④,⑤ を提出
- 2) R2年2月創業の市内の小売店舗（1店舗のみ）の場合 …①②③,④ を提出

▶ 本給付金の詳細

本給付金の交付要綱・各様式は市HPに掲載し

ています。*URL <http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/sangyou/shoukou/keieishienkyuhu.html>

● 「松江市経営支援給付金」で検索

● QRコードはこちら

松江市経営支援給付金 検索



▶ お問い合わせ先

松江市産業経済部商工企画課

《松江市経営支援給付金に関すること》

電話 0852-55-5036

《その他の事業者支援に関すること》

電話 0852-55-5208

FAX 0852-55-5553

メール shoukou@city.matsue.lg.jp